

議案第26号

## 静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月8日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第7中

「			
特殊建築物等敷地許可申請		160,000円	を
」			
「			
特殊建築物等敷地許可申請		160,000円	に、
建築物の延べ面積の特例認定申請		27,000円	
」			
「			
特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請		160,000円	を
」			
「			
特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請		160,000円	に、
高度地区における建築物の高さの特例許可申請		160,000円	
」			
「			
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添	一戸建ての住宅		37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分 申請戸数が1のもの	37,000円
」			

付しない場合

申請戸数が2から5までであるもの	75,000円
申請戸数が6から10までであるもの	105,000円
申請戸数が11から25までであるもの	148,000円
申請戸数が26から50までであるもの	213,000円
申請戸数が51から100までであるもの	306,000円
申請戸数が101から200までであるもの	415,000円
申請戸数が201から300までであるもの	544,000円
申請戸数が301以上であるもの	639,000円

を

「

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第	18,000円
--------------------------------	---------	---	---------

」

		1号) 第10条第2号イ (2) 及びロ (2) に 適合することを審査す る場合	
		その他の場合	37,000円
一戸建ての住 宅以外の住宅	住 戸 部 分	建築物申請戸数が1 エネルギーのもの	18,000円
		ギ一消申請戸数が2 費性能から5までで 基準等あるもの	35,000円
		を定め申請戸数が6 る省令から10までで 第10条あるもの	51,000円
		第2号申請戸数が11 イ(2)から25までで 及びロあるもの	74,000円
		(2) 申請戸数が26 に適合から50までで するこあるもの	112,000円
		とを審申請戸数が51 査するから100まで 場合であるもの	169,000円
		申請戸数が 101から200ま でであるもの	242,000円
		申請戸数が 201から300ま でであるもの	312,000円
		申請戸数が 301以上であ	356,000円

に、

	るもの	
その他 の場合	申請戸数が1 のもの	37,000円
	申請戸数が2 から5までで あるもの	75,000円
	申請戸数が6 から10までで あるもの	105,000円
	申請戸数が11 から25までで あるもの	148,000円
	申請戸数が26 から50までで あるもの	213,000円
	申請戸数が51 から100まで であるもの	306,000円
	申請戸数が 101から200ま でであるもの	415,000円
	申請戸数が 201から300ま でであるもの	544,000円
	申請戸数が 301以上であ るもの	639,000円

」

「

住戸	経済産	床面積の合計	93,000円
----	-----	--------	---------



		分	第10条 第1号 イ(2) 及びロ (2) に適合 すること を審査 する場合	
--	--	---	---	--

に、

「

		その他の建築物	経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める方法による計算以外の計算であつて、特別な調査又は研究の結果に	床面積の合計 が300平方メートル以下であ るもの	93,000円
--	--	---------	---	---------------------------------	---------

を

」

		基づく ものに よる場 合	
--	--	------------------------	--

」

「

	その他の建築物	建築物 エネルギー 消費性能 基準等 を定め る省令 第10条 第1号 イ(2) 及びロ (2) に適合 するこ とを審 査する 場合	床面積の合計 が300平方メ ートル以下であ るもの	93,000円
--	---------	--	-------------------------------------	---------

に、

」

「

低炭素建築物新築 等計画に係る技術 的審査適合証を添 付しない場合	一戸建ての住宅			19,000円
	一戸建ての住 宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1 のもの	19,000円
			申請戸数が2 から5までで	38,000円

			あるもの	
			申請戸数が6 から10までで あるもの	54,000円
			申請戸数が11 から25までで あるもの	77,000円
			申請戸数が26 から50までで あるもの	111,000円
			申請戸数が51 から100までで あるもの	161,000円
			申請戸数が101 から200までで あるもの	221,000円
			申請戸数が201 から300までで あるもの	289,000円
			申請戸数が301 以上であるも の	338,000円

を

「

低炭素建築物新築 等計画に係る技術 的審査適合証を添 付しない場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省 令第10条第2号イ(2) 及びロ(2)に適合す ることを審査する場合	9,000円
		その他の場合	19,000円

」



一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	申請戸数が1のもの	9,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	18,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	27,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	40,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	61,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	93,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	134,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	174,000円
			申請戸数が301以上であるもの	196,000円
		その他の場合	申請戸数が1のもの	19,000円
申請戸数が2から5までで	38,000円			

に、

			あるもの	
			申請戸数が6 から10までで あるもの	54,000円
			申請戸数が11 から25までで あるもの	77,000円
			申請戸数が26 から50までで あるもの	111,000円
			申請戸数が51 から100までで あるもの	161,000円
			申請戸数が101 から200までで あるもの	221,000円
			申請戸数が201 から300までで あるもの	289,000円
			申請戸数が301 以上であるもの	338,000円

」

「

			住戸経済産床面積の合計 部分業大が300平方メー 及び臣、国トル以下であ 共用土交通るもの 部分大臣及 以外び環境	47,000円
--	--	--	--	---------



				に適合 するこ とを審 査する 場合	
--	--	--	--	--------------------------------	--

」

「

		その他の建築物	経済産 業 大 臣、国 土交通 大臣及 び環境 大臣が 定める 方法に よる計 算以外 の計算 であっ て、特 別な調 査又は 研究の 結果に 基づく ものに よる場 合	床面積の合計 が300平方メ ートル以下であ るもの	47,000円
--	--	---------	--	-------------------------------------	---------

を

」

「

		その他の建築物	建築物 エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	47,000円
--	--	---------	--	-------------------------	---------

に、

」

「

建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、又は通知する場合	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第10条第1号の工場等(以下この表において「工場等」という。)(建築物のエネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	20,000円
-------------------	---	---	-----------------------------	-------------------------	---------

」

		<p>の向上に関する法律第34条第3項の規定により同法第37条の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物（以下「他の建築物」という。）を除く。）</p>	<p>イ又はロに適合することを審査する場合</p>		を
--	--	---	---------------------------	--	---

「

建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>建築物のエネルギー消費性能に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、又は通知する場合</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号の工場等（以下この表において「工場等」という。）（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の規定により同法第37条の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物（以下「他の建築物」という。）を除く。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに適合することを審査する場合</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下であるもの</p>	<p>20,000円</p>
-------------------	--	---	---	--------------------------------	----------------

に、

」

「

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅			37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	37,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	75,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	105,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	148,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	213,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	306,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	415,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	544,000円
			申請戸数が301以上であるもの	639,000円

を

」

「

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合		18,000円	
		その他の場合		37,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	申請戸数が1	18,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	35,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	51,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	74,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	112,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	169,000円
				申請戸数が101から200までであるもの	242,000円
				申請戸数が201から300までであるもの	312,000円

に、



	申請戸数が301以上であるもの	356,000円
その他 の場合	申請戸数が1のもの	37,000円
	申請戸数が2から5までであるもの	75,000円
	申請戸数が6から10までであるもの	105,000円
	申請戸数が11から25までであるもの	148,000円
	申請戸数が26から50までであるもの	213,000円
	申請戸数が51から100までであるもの	306,000円
	申請戸数が101から200までであるもの	415,000円
	申請戸数が201から300までであるもの	544,000円
	申請戸数が301以上であるもの	639,000円

「

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅			19,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	19,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	38,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	54,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	77,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	111,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	161,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	221,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	289,000円
			申請戸数が301以上であるもの	338,000円

を

」

「

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合		9,000円	
		その他の場合		19,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	申請戸数が1	9,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	18,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	27,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	40,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	61,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	93,000円
				申請戸数が101から200までであるもの	134,000円
				申請戸数が201から300までであるもの	174,000円

に、

	申請戸数が301以上であるもの	196,000円
その他 の場合	申請戸数が1のもの	19,000円
	申請戸数が2から5までであるもの	38,000円
	申請戸数が6から10までであるもの	54,000円
	申請戸数が11から25までであるもの	77,000円
	申請戸数が26から50までであるもの	111,000円
	申請戸数が51から100までであるもの	161,000円
	申請戸数が101から200までであるもの	221,000円
	申請戸数が201から300までであるもの	289,000円
	申請戸数が301以上であるもの	338,000円

「

建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)(i)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に適合することを審査する場合	18,000円
			その他の場合	37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	建築物申請戸数が1のもの エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に適合することを審査する場合	18,000円

を

」

「

建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)若しくは(3)又は第10条第2号イ(2)に適合すること及び同令第1条第1項第2号ロ(2)若しくは(3)又は第10条第2号ロ(2)に適合することを審査する場合	18,000円
			その他の場合	37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)若しくは(3)又は第10条第2号イ(2)	申請戸数が1のもの 18,000円

に

			に適合 するこ と及び 同令第 1条第 1項第 2号ロ (2) 若しく は(3) 又は第 10条第 2号ロ (2) に適合 するこ とを審 査する 場合	
--	--	--	--	--

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第7特殊建築物等敷地許可申請の項及び同表特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請の項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の静岡市手数料条例別表第7の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。